

令和 2 年 1 月 21 日（火）開催
(2020 年)

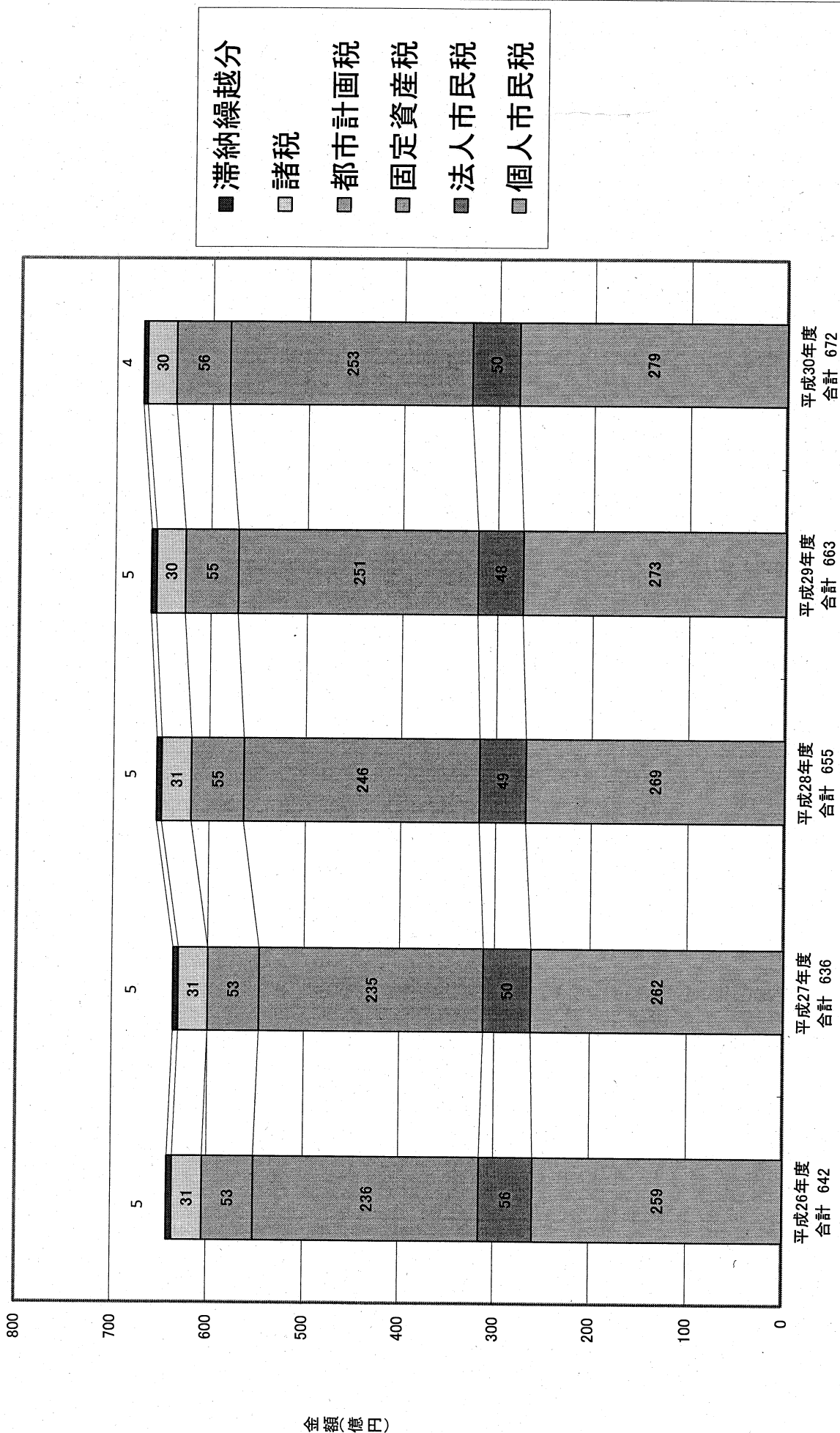
市税審議会資料

平成30年度(2018年度)市税収入状況一覧表

(単位:千円・%)

	区 分	平成29年度(2017年度)			平成30年度(2018年度)			増減率 (キ)/(イ)*100
		調定額	決算額	収入率	調定額	決算額	収入率	
1	市 民 税	32,335,095	32,100,399	99.3	33,076,713	32,878,323	99.4	
2	個人市民税	27,551,891	27,325,113	99.2	28,053,627	27,863,342	99.3	2.42
3	法人市民税	4,783,204	4,775,286	99.8	5,023,086	5,014,981	99.8	1.97
4	固 定 資 産 税	25,161,916	25,050,778	99.6	25,420,930	25,320,091	99.6	5.02
5	純固定資産税	24,492,435	24,381,297	99.5	24,767,383	24,666,544	99.6	1.08
6	土地	9,388,117	9,339,913	99.5	9,548,047	9,504,445	99.5	1.17
7	家屋	12,160,931	12,098,720	99.5	12,334,830	12,278,389	99.5	1.76
8	償却資産	2,943,387	2,942,664	100.0	2,884,506	2,883,710	100.0	1.49
9	交付金等	669,481	669,481	100.0	653,547	653,547	100.0	▲ 2.00
10	軽自動車税	255,655	246,214	96.3	261,811	253,628	96.9	▲ 2.38
11	市たばこ税	1,726,169	1,726,169	100.0	1,693,288	1,693,283	100.0	3.01
12	入湯税	23,485	23,485	100.0	23,932	23,932	100.0	▲ 1.91
13	事業所税	1,031,952	1,031,952	100.0	1,046,329	1,046,329	100.0	1.90
14	都市計画税	5,562,219	5,533,483	99.5	5,628,268	5,602,484	99.5	1.39
15	小 計	66,096,491	65,712,480	99.42	67,151,271	66,818,070	99.50	1.25
16	滞納繰越分	1,622,515	547,052	33.72	1,319,772	428,005	32.43	1.68
17	合 計	67,719,006	66,259,532	97.84	68,471,043	67,246,075	98.21	▲ 21.76
						986,543		1.49

市税収入の変遷

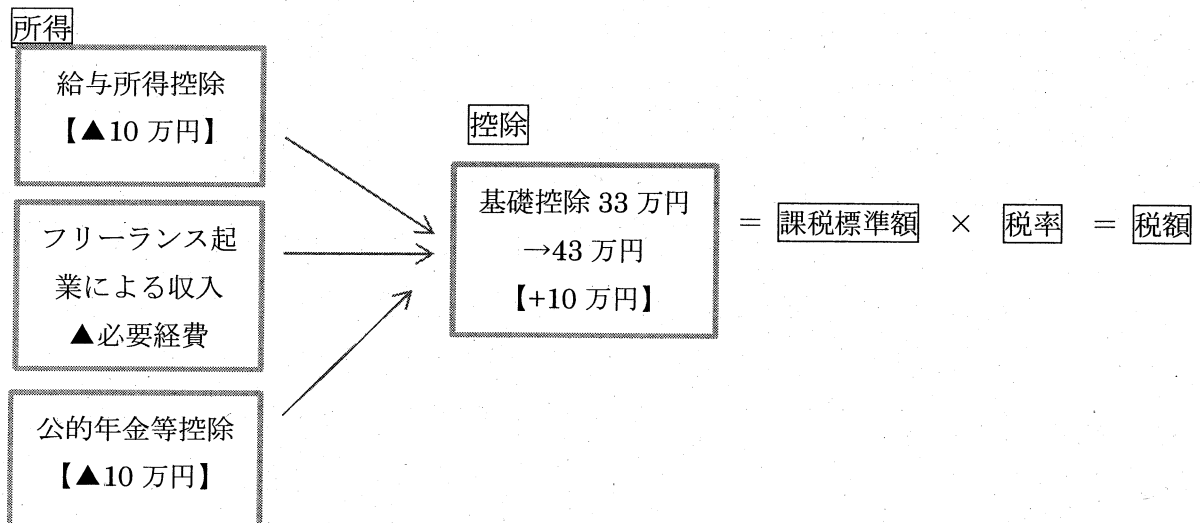


平成 30 年度及び平成 31 年度地方税法の税制改正に伴う市税条例の改正について

1 地方税法の税制改正概要（令和 3 年 1 月 1 日施行）

(1) 給与所得控除・公的年金控除から基礎控除への振替

働き方の多様化を踏まえ、特定の働き方だけでなく、様々な働き方を後押しする観点から、特定の収入のみに適用される給与所得控除・公的年金等控除について 10 万円引き下げるとともに、どのような所得にでも適用される基礎控除が 10 万円引き上げられます。



改正前) 給与収入金額 110 万円 - 給与所得控除 65 万円 = 合計所得金額 45 万円
合計所得金額 45 万円 - 基礎控除 33 万円 = 課税標準額 12 万円

改正後) 給与収入金額 110 万円 - 給与所得控除 55 万円 = 合計所得金額 55 万円
合計所得金額 55 万円 - 基礎控除 43 万円 = 課税標準額 12 万円

給与所得控除・公的年金等控除について 10 万円引き下げられますが、基礎控除が 10 万円引き上げられるため税額に変更ありません。

今回の改正に伴って、障害者・未成年・寡婦及び寡夫に対する非課税措置の合計所得金額の要件の引き上げ 125 万円→135 万円、所得割の非課税限度額 +10 万円などが合わせて改正されます。

2 市税条例の改正概要

平成 30 年度税制改正においては、給与所得者・公的年金所得者に影響ありません。しかし、同じ収入金額であっても合計所得金額は 10 万円増加するため、本市の条例の減免規定の合計所得要件についても 10 万円の引き上げを行うものです。

(1) 個人住民税の非課税の範囲

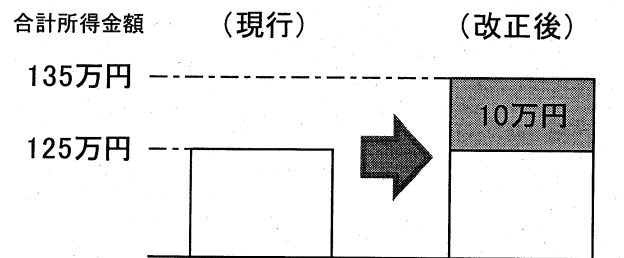
給与所得控除・公的年金控除の 10 万円引き下げに伴い、改正前の条件と同じにするため、非課税基準額を 10 万円引き上げるものです。

ア 障害者・未成年・寡婦・寡夫の非課税措置

(ア) 前年の合計所得金額 125 万円から 10 万円引き上げます。(図 1)

(イ) 対象者に单身児童扶養者 (未婚のひとり親) を追加【平成 31 年度税制改正分】

(図 1)



イ 均等割・所得割の非課税措置

現行は納税者及び扶養親族の人数に 35 万円をかけ、更に加算額を足して非課税基準額を算出していますが、改正後はその加算額を 10 万円引き上げます。

(2) 個人住民税の減免

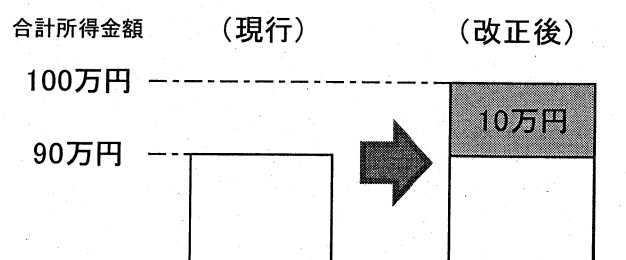
給与所得控除・公的年金控除の 10 万円引き下げに伴い、改正前の条件と同じにするため、減免基準額を 10 万円引き上げるものです。

ア 失業者の減免 (失業手当を受給し、合計所得金額が前年の 1/2 に減少のもの)

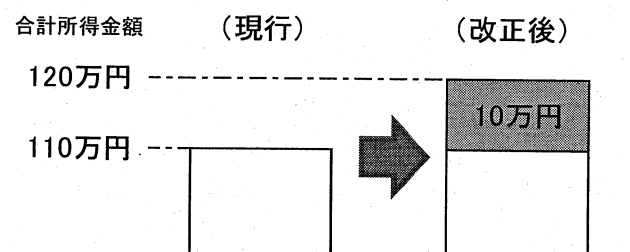
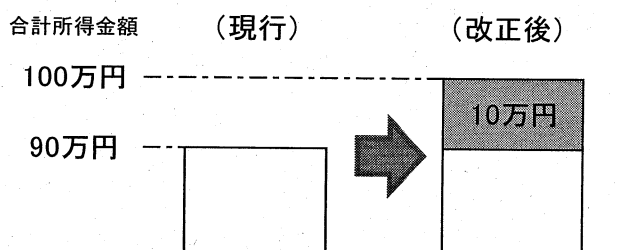
(ア) 前年の合計所得金額 90 万円以下の場合・・・免除 (図 2)

(イ) 前年の合計所得金額 90 万円を超え 110 万円以下の場合・・・6/10 を減額 (図 3)

(図 2)



(図 3)



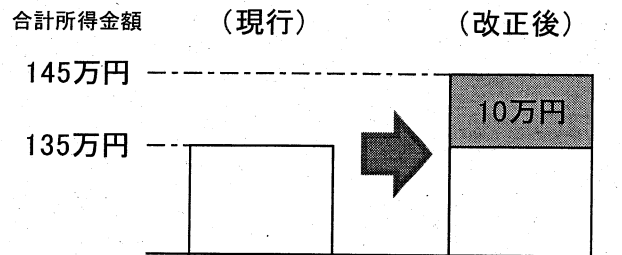
イ 障害者・未成年・寡婦・寡夫の減免

(ア) 対象者に单身児童扶養者（未婚のひとり親）を追加【平成 31 年度税制改正分】

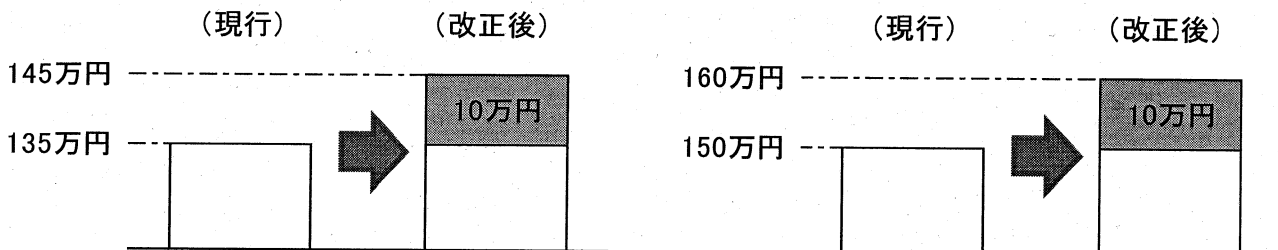
(イ) 前年の合計所得金額 135 万円 以下の場合・・・1/2 減額（図 4）

(ウ) 前年の合計所得金額 135 万円 を超え、150 万円 以下の場合
・・・1/4 を減額（図 5）

（図 4）



（図 5）



※個人住民税の減免実績（平成 30 年度）

合計 783 件（6,063,000 円）

失業者の減免 1 件（63,800 円）

障害者・未成年・寡婦・寡夫の減免 782 件（5,999,200 円）

（障害者 373 件（2,230,000 円） / 未成年 105 件（1,754,100 円） / 寡婦・寡夫 304 件（2,015,100 円））

3 施行期日 令和 3 年 1 月 1 日

4 今後の予定 令和 2 年 2 月下旬 議案提出（2 月議会）

※吹田市市税条例施行規則に規定している市民税の減免につきましても、今回の条例改正に伴い、同様の見直しを行います。

※なお、令和 2 年度税制改正大綱で示されている未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（夫）控除の見直しについては、別途市税条例を改正します。

＜令和 2 年度税制改正大綱の内容＞

未婚のひとり親について寡婦（夫）控除を適用する。適用する条件は死別・離別の場合と同様とする。寡婦（夫）控除について、寡婦に寡夫と同じ所得制限（所得 500 万円（年収 678 万円））を設けます。

現	行	改正案
(市民税の減免)		(市民税の減免)
第22条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者で、市民税の全額を負担することが困難であると認めるものに対し、当該各号に定めるところにより、第15条又は第16条の4の規定によつて課する市民税を減免する。	第22条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者で、市民税の全額を負担することが困難であると認めるものに対し、当該各号に定めるところにより、第15条又は第16条の4の規定によつて課する市民税を減免する。	第22条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者で、市民税の全額を負担することが困難であると認めるものに対し、当該各号に定めるところにより、第15条又は第16条の4の規定によつて課する市民税を減免する。
(1) 賦課期日現在又は賦課期日の翌日以後において生活保護法の規定による扶助を受ける者 扶助を受けることとなつた日以後の納期に係る分を免除する。	(1) 賦課期日現在又は賦課期日の翌日以後において生活保護法の規定による扶助を受ける者 扶助を受けることとなつた日以後の納期に係る分を免除する。	(1) 賦課期日現在又は賦課期日の翌日以後において生活保護法の規定による扶助を受ける者 扶助を受けることとなつた日以後の納期に係る分を免除する。
(2) 所得税法第2条第1項第32号に規定する勤労学生 免除する。	(2) 所得税法第2条第1項第32号に規定する勤労学生 免除する。	(2) 所得税法第2条第1項第32号に規定する勤労学生 免除する。
(3) 失業者 (雇用保険法 (昭和49年法律第116号) 第10条に規定する失業等給付を受給する資格のある者及びこれに準ずる者をいう。) で当該年中の合計所得金額の見積額が前年の合計所得金額に比して2分の1以上減少したもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる。	(3) 失業者 (雇用保険法 (昭和49年法律第116号) 第10条に規定する失業等給付を受給する資格のある者及びこれに準ずる者をいう。) で当該年中の合計所得金額の見積額が前年の合計所得金額に比して2分の1以上減少したもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる。	(3) 失業者 (雇用保険法 (昭和49年法律第116号) 第10条に規定する失業等給付を受給する資格のある者及びこれに準ずる者をいう。) で当該年中の合計所得金額の見積額が前年の合計所得金額に比して2分の1以上減少したもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる。
ア 前年の合計所得金額が900,000円 (控除対象配偶者又は扶養親族 (以下この号において「控除対象配偶者等」という。) を有する者にあつては、350,000円にその者の控除対象配偶者等の数を乗じて得た金額を900,000円に加算した金額。以下この号において同じ。) 以下の場合 免除する。	ア 前年の合計所得金額が900,000円 (控除対象配偶者又は扶養親族 (以下この号において「控除対象配偶者等」という。) を有する者にあつては、350,000円にその者の控除対象配偶者等の数を乗じて得た金額を900,000円に加算した金額。以下この号において同じ。) 以下の場合 免除する。	ア 前年の合計所得金額が1,000,000円 (控除対象配偶者又は扶養親族 (以下この号において「控除対象配偶者等」という。) を有する者にあつては、350,000円にその者の控除対象配偶者等の数を乗じて得た金額を1,000,000円に加算した金額。以下この号において同じ。) 以下の場合 免除する。
イ 前年の合計所得金額が900,000円を超え1,100,000円 (控除対象配偶者等を有する者にあつては、350,000円にその者の控除対象配偶者等の数を乗じて得た金額を1,100,000円に加算した金額) 以下の場合 10分の6を減額する。	イ 前年の合計所得金額が900,000円を超え1,100,000円 (控除対象配偶者等を有する者にあつては、350,000円にその者の控除対象配偶者等の数を乗じて得た金額を1,100,000円に加算した金額) 以下の場合 10分の6を減額する。	イ 前年の合計所得金額が1,000,000円を超え1,200,000円 (控除対象配偶者等を有する者にあつては、350,000円にその者の控除対象配偶者等の数を乗じて得た金額を1,200,000円に加算した金額) 以下の場合 10分の6を減額する。
(4) 障害者、未成年者、寡婦及び寡夫 (これらの者がその者と生計を一にする配偶者その他の親族で所得税法第57条第1項及び第3項の規定の適用を受ける者 (障害者、未成年者、寡婦又は寡夫である者を除く。) を有する場合を除く。) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる。	(4) 障害者、未成年者、寡婦及び寡夫 (これらの者がその者と生計を一にする配偶者その他の親族で所得税法第57条第1項及び第3項の規定の適用を受ける者 (障害者、未成年者、寡婦又は寡夫である者を除く。) を有する場合を除く。) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる。	(4) 障害者、未成年者、寡婦、寡夫及び単身児童扶養者 (これらの者がその者と生計を一にする配偶者その他の親族で所得税法第57条第1項及び第3項の規定の適用を受ける者 (障害者、未成年者、寡婦又は寡夫である者を除く。) を有する場合を除く。) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる。
ア 前年の合計所得金額が1,350,000円以下の場合 2分の1を減額する。	ア 前年の合計所得金額が1,350,000円以下の場合 2分の1を減額する。	ア 前年の合計所得金額が1,450,000円以下の場合 2分の1を減額する。
イ 前年の合計所得金額が1,350,000円を超え1,500,000円以下の場合 4分の1を減額する。	イ 前年の合計所得金額が1,350,000円を超え1,500,000円以下の場合 4分の1を減額する。	イ 前年の合計所得金額が1,450,000円を超え1,600,000円以下の場合 4分の1を減額する。
2 ———略	2 ———略	2 ———略
3 ———略	3 ———略	3 ———略

令和2年度地方税制改正(案)について

総務省

令和2年度税制改正の大綱(令和元年12月20日閣議決定)のうち、地方税関係(概要)は以下のとおり。

1 所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応

所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保の観点から、以下の措置を講ずる。

◎ 現に所有している者(相続人等)の申告の制度化

- 登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者(相続人等)に対し、市町村の条例で定めるところにより、氏名・住所等必要な事項を申告させることができることとする。

※ 令和2年4月1日以後の条例の施行の日以後に現に所有している者であることを知った者について適用。

◎ 使用者を所有者とみなす制度の拡大

- 調査(※1)を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができることとする(※2)。

※1 住民票、戸籍等の公簿上の調査、使用者と思われる者やその他関係者への質問等。

※2 令和3年度分以後の固定資産税について適用。

2 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(夫)控除の見直し

全てのひとり親家庭の子どもに対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するために、以下の措置を講ずる。 ※ 令和3年度分以後の個人住民税について適用。

◎ 未婚のひとり親に寡婦(夫)控除を適用

- 未婚のひとり親について寡婦(夫)控除を適用する。(控除額 30 万円)
この際、適用する条件は死別・離別の場合と同様とする。

◎ 寡婦(夫)控除の見直し

- 寡婦に寡夫と同じ所得制限(前年の合計所得金額 500 万円(年収 678 万円))を設ける。
- 住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある場合には、控除の対象外とする。
- 子ありの寡夫の控除額(現行: 26 万円)について、子ありの寡婦の控除額(30 万円)と同額とする。

◎ 個人住民税の人的非課税措置の見直し

- 上記の対応を踏まえ、人的非課税措置の対象となる未婚のひとり親について、児童扶養手当受給者(18 歳以下の児童の父又は母)に限定しないこととする。

3 地方法人課税

◎ 法人事業税の収入金額課税

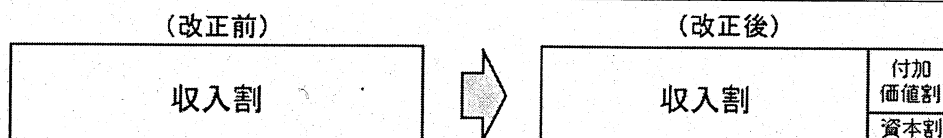
電気供給業に係る法人事業税について、2020年の送配電部門の法的分離、新規参入の状況とその見通し、行政サービスの受益に応じた負担の観点、地方財政や個々の地方公共団体の税収に与える影響等を考慮の上、一定の代替財源（※）を確保しつつ、発電・小売電気事業に係る課税方式を見直す。

※ 軽油引取税の課税免除の特例（汽力発電装置）の廃止及び固定資産税の課税標準の特例（送変電施設）の廃止等

○ 課税方式・税率等（令和2年4月1日以後に開始する事業年度から適用）

- ・ 発電・小売電気事業全体の2割程度の見直しを行う。
- ・ 税率は以下のとおり（特別法人事業税分を含む。）

税率区分	(改正前)	(改正後)
資本金1億円超の法人	＜収入割＞ 1.3%	＜収入割＞ 1.05% ＜付加価値割＞ 0.37% ＜資本割＞ 0.15%
資本金1億円以下の法人等	＜収入割＞ 1.3%	＜収入割＞ 1.05% ＜所得割＞ 1.85%



* 今回の見直しに伴い、特別法人事業税の規模を確保する観点から当該税率を見直し（基準法人収入割額の30%→40%）。

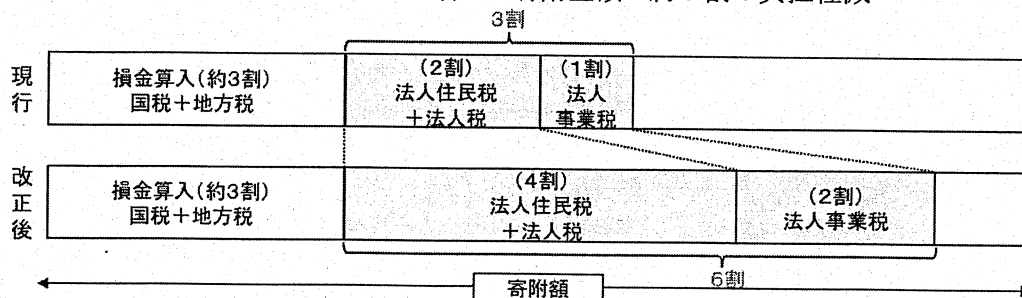
* 「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」（平成22年総税都第16号）において、収入金額によって課税されている他の同種の事業者との公平性が確保されるよう趣旨を明確化する。

◎ 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）

○ 地方への資金の流れを飛躍的に高めるため、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について、以下の拡充等の措置を講じ、適用期限を5年延長する。

- ・ 税額控除割合を3割から6割に引上げ

※ 損金算入措置（約3割）と併せて最大で寄附金額の約9割の負担軽減



- ・ 個別認定から包括認定に転換し、計画認定手続を簡素化
- ・ 寄附時期の制限を大幅に緩和 等

◎ 国税における連結納税制度の見直しに伴う対応

○ 地方税においては、現行の基本的な枠組みを維持しつつ、国税の見直しに併せて、所要の措置を講ずる。

4 地方のたばこ税

◎ 軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し

- 国のたばこ税と同様、軽量な葉巻たばこ（1本当たりの重量が1g未満）1本を紙巻たばこ1本に換算する方法とする。

※令和2年10月から2回に分けて段階的に実施。

5 地方譲与税

◎ 森林環境譲与税の見直し

- 令和2年度から令和6年度までの森林環境譲与税について、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用することとし、各年度の譲与額を次のとおりとする等の措置を講ずる。

年度	譲与額	
	(改正前)	(改正後)
令和2年度・令和3年度	200億円	⇒ 400億円
令和4年度・令和5年度	300億円	⇒ 500億円
令和6年度	森林環境税の収入額に相当する額	⇒ 左の額に300億円を加算した額

◎ 航空機燃料譲与税の譲与割合引上げの延長

- 航空機燃料譲与税の譲与割合を引き上げる措置の適用期限を2年延長。

6 主な税負担軽減措置等

◎ 固定資産税等の特例措置

- ローカル5Gの設備に係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税）
- 農業協同組合等が認定新規就農者に利用させるために取得した償却資産に係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税）
- 一体型滞在快適性等向上事業（仮称）の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税、都市計画税）
- 浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置を創設（固定資産税、都市計画税）
- 新築住宅に係る税額の減額措置を2年延長（固定資産税）
- 新築の認定長期優良住宅に係る税額の減額措置等を2年延長（固定資産税、不動産取得税）

7 納税環境整備

◎ 地方税共通納税システムの対象税目の拡大

- 地方税共通納税システムの対象税目について、新たに個人住民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割を対象とし、金融機関等の特別徴収義務者による申告及び納入を電子化。

※ 令和3年10月1日以後に行う申告及び納入について適用。

令和2年度地方税制改正（案）について

固定資産税関係

1 近年、全国的に増加している所有者不明土地等に係る固定資産税の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の観点から、以下の措置を講じます。

（1）現に所有している者（相続人等）の申告を制度化します。（令和2年4月1日以後の条例施行日以降）

登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間、当該土地又は家屋を現に所有している者（相続人等）に、市町村の条例で定めるところにより、氏名・住所等固定資産税の賦課徴収に必要な事項を申告させることができるようになります。

（2）使用者を所有者とみなす制度を拡大します。（令和3年度以降の年度分の固定資産税に適用）

一定の調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかにならない場合には、その使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができるようになります。

2 固定資産税等の特例措置を以下のとおり定めます。

（1）電波法の規定によるローカル5G無線局に係る免許を受けた者が、新たに取得する一定の償却資産に係る固定資産税についての課税標準の特例を創設。（3年間・2分の1）

（2）市町村が作成する都市再生整備計画で定めた滞在快適性等向上区域（仮称）内の一体型滞在快適性等向上事業（仮称）の用に供する一定の固定資産に対する固定資産税及び都市計画税について課税標準の特例を創設。（5年間・2分の1）

（3）水防法に規定する浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る固定資産税及び都市計画税について課税標準の特例（わがまち特例）を創設。（3年間・2分の1～6分の5 3分の2を参酌）

（4）新築住宅及び新築の認定長期優良住宅に係る固定資産税の税額の減額措置の適用期限を2年延長します。

（5）耐震改修等を行った住宅に係る固定資産税の税額の減額措置の適用期限を2年延長します。

個人市民税関係

すべてのひとり親家庭の子どもに対して公平な税制を実現するため、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（夫）控除を以下のとおり見直します。

（１）未婚のひとり親について寡婦（夫）控除を適用します。（控除額３０万円）

（２）寡婦（夫）控除を以下のとおり見直します。

ア 寡婦に寡夫と同じ所得制限（所得５００万円（年収６７８万円））を設けます。

イ 住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある場合は控除の対象外とします。

ウ 子ありの寡夫の控除額を、２６万円→３０万円に変更。（子ありの寡婦と同額）

法人市民税関係

地方への資金の流れを飛躍的に高めるため、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）を拡充し、適用期限を５年延長。